

# 2025(令和7)年度からの「多子世帯への大学等の授業料等無償化」について

令和7年度から国の施策として、多子世帯（扶養する子どもの数が3人以上の世帯）の学生に対して、大学の授業料等を国が定める一定の額（私立大学の場合最大70万円）まで、所得制限なく減免することが予定されています。

扶養する子どもが3人以上の世帯は、本制度の対象となる可能性がありますので、下記の概要資料や文部科学省のホームページで詳細をご確認ください。

申請については、入学後の受付となります。4月上旬に説明会を実施予定ですので、入学者ご本人が必ず参加してください。

## ◆注意事項◆

- ・本件については引き続き検討がされており、今後変更される場合があります。
- ・申請方法等の詳細については現時点で公表されていない為、決定次第のお知らせとなります。
- ・授業料減免額は年間最大70万円です。全額が無償化される制度ではありませんのでご注意ください。
- ・本制度は、指定期間に申請し、審査で採用となれば適用されます。自動的に減免される制度ではありません。
- ・扶養状況は日本学生支援機構がマイナンバーを通して判定を行います。申請時点で確定している、前年以前の住民税課税情報によって審査されます。（2025年4月申請：2023年12月31日時点の扶養人数で判定）

## ▶文部科学省：【更新版】多子世帯の大学等授業料・入学金の無償化について

[https://www.mext.go.jp/content/20240704-mxt\\_gakushi\\_100001505\\_2.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20240704-mxt_gakushi_100001505_2.pdf)

## ▶文部科学省：令和7年度からの奨学金制度の改正（多子世帯の大学等の授業料等無償化）に係るFAQ

[https://www.mext.go.jp/content/20240426-mxt\\_gakushi\\_100001505\\_2.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20240426-mxt_gakushi_100001505_2.pdf)

## <よくある質問>

Q.申請はいつどのように行えばいいですか。

A.申請方法等の詳細については、文部科学省等関係機関より大学へ公表がされていません。しかしながら、本制度の改正が令和7年度からなることから、令和7年4月以降の申請となる予定です。

Q.「無償化」ということは、学費が0円になりますか。

A.減免額は上限が定められており、年間減免額の上限は70万円となるため、完全に学費が無償化される制度ではありません。また、本制度の減免は授業料に対しての減免ですので、教育充実費等の費用は必要となります。

Q.入学時納付金は全額納入する必要がありますか。

A.入学時納付金は全額納入していただきます。授業料減免は、入学後に申請をしていただき採用が決定したのちに適用されます。減免分の差額については、後日返金をします（9月末頃予定）。

Q.申請すれば、卒業まで4年間授業料減免の適用を受けることができますか。

A.本制度は毎年「学業成績判定」が行われるため、その結果によって次年度も継続して適用されるかどうかが決まります。扶養する子どもが3人以上であっても、成績基準を満たさない場合、支援は打ち切られ、通常授業料となります。また、在学中に、扶養する子どもが3人未満になった場合も、対象外となります。